

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-1（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45929

2025

(1.17)



1. 大尾 (100-21)
2. 岸局長
3. 宮崎
4. 藤
5. 大尾 (100-8)
6. 藤

沖縄返還に関するヴェトナムの取換の件

四四八二六 米局長

一 総理大統領会談において沖縄返還についての合意に達するに
 当り、米側は、米大統領が米国内において、「沖縄返還に關す
 る合意はヴェトナム戦争のための軍事行動に影響を及ぼすこ
 とはない」と明言し得ることが是非とも必要な要件の一つであ
 るとしてわが方の了解を求めており、この点は米側の事情止む
 を得ざるものと認めざるを得ない。

二 實際問題として、七二年返還実現の場合、仮にヴェトナム
 戦争がなお継続し、B 52 による南爆を必要とするような事態で
 あるとした場合、わが方の選択は、(1) 返還後の南爆を認めるか、

(四) 南爆を必要としなくなる時期まで返還を延ばすか、或は(一)返還後の南爆を米側として断念せしむるか、の三者しかなく、今秋という時期において、わが方が米側及び国内に対し、何らかの態度を示さざるを得ない点に極めて処理困難を所以が存する。蓋し今秋(一)の条件をもつて沖縄返還の合意に達することは不可能^能と考へざるを得ずまた前記(一)の米側の国内的説明は具体的に(一)又は(四)の何れかを意味することであり、従つて、わが方としては、米側の国内的説明及びそのわが国内に対するはね返りに関し、国内において政府の意図は(一)(四)の何れに在りやとの設問に対し、答へ得なければならぬ。

三、この点に關しては左の諸点を考慮する必要がある。

(イ) 七二年返還ということは大目標であること。

(ロ) 従来政府はB 52沖繩撤去早期実現の期待を米側に伝え、また施政権返還後はB 52駐留はあり待ずとの趣旨の説明を行なつてきていること。

(ハ) B 52の扱いに関し、国内の一部には本土の沖繩化反対という考え方のあること。

(ニ) 本件は総理訪米後返還実現までの時期における沖繩のB 52問題の扱い方に関連あること。

四 本件米側国内的説明のわが国内へのねえ返りに対するわが方の態度及び応酬振りにつき御指示賜りたい。